

新型コロナウイルス感染症に関する市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策支援事業

外国語訳は22ページに掲載
For further information, see page 22.
Veja a página 22 para detalhes.

買って、食べて、安城市内のお店を応援しよう！

安城プレミアムお買物券を販売します！

発行総額
7億7000万円

利用期間 8月13日(木)～令和3年1月31日(日) 申込期間 7月9日(木)～22日(水)

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、利用期間の変更や事業の延期をする場合があります。

お買物券の内容

① 飲食店券(プレミアム率50%)

事前登録された市内の中小飲食店(個店)で使用できます(チェーン店、フランチャイズ店、大型店内の飲食店は量販店券での取扱いとなります)。

●販売価格 1冊1万円(1000円券×15枚、1万5000円分)

●販売冊数 2万冊

② 商店券(プレミアム率30%)

事前登録された市内の飲食店以外の中小の個店で使用できます。

●販売価格 1冊1万円(1000円券×13枚、1万3000円分)

●販売冊数 1万5000冊

③ 量販店券(プレミアム率10%)

事前登録された市内のチェーン店、フランチャイズ店、大型店で使用できます。

●販売価格 1冊1万円(1000円券×11枚、1万1000円分)

●販売冊数 2万5000冊



①②③共通事項

●対象者 18歳以上(令和2年4月1日時点)の市内在住者

●購入限度数 1人につき①～③合わせて5冊(5万円分)まで

※1種類のみ購入も可。申込者多数の場合は抽選。

●申込み 7月9日(木)～22日(水)に次のいずれかの方法で申し込んでください

●専用はがきが必要事項を記入し、郵送(必着)で安城商工会議所へ。専用はがきは7月9日(木)の新聞折込・ポスティングチラシに印刷。チラシは同所・市商工課でも配布します

●安城プレミアムお買物券HP(右記QRコードから参照可)から申込み

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則



郵送又はHPからの申込みをお願いします。郵送・HPからの申込みができない場合は、(月)～(金)午前9時～午後5時に安城商工会議所へ持参してください。

●購入方法 8月7日(金)～18日(火)(15日(土)・16日(日)を除く)に購入決定通知書(8月上旬に送付)に現金を添えて販売場所(指定の公共施設、安城商工会議所等)へ

※同感染症拡大防止のため、購入期間・販売場所を指定させていただきます。

●利用可能店 チラシ、安城プレミアムお買物券HPを参照してください

●問合せ 安城商工会議所(安城プレミアムお買物券事務局/☎(45)7688)、市商工課(☎(71)2235)

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した事業者へ支援金を支給

新型コロナウイルス感染症に係る「愛知県緊急事態措置」の影響で、令和2年4月又は5月の売上げが前年同月比で2割以上減少した事業主に対し、「安城市中小企業者等緊急支援金」を交付します(創業1年未満の場合特例有)。

●対象 次の全てに該当する事業主

●県・市町村の新型コロナウイルス感染症対策協力金、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う理美容業界に対する休業要請協力金の対象外の業種

●市内に住所か本店、事業所を有する個人又は法人(大企業除く)

●交付額 1事業者あたり10万円(テナントに入居している又は事業のための建物を借り受け、賃貸借契約を結んでいる場合は20万円)

●申請方法 8月28日(金)までに申請書等の必要書類を郵送(消印有効)で、商工課・緊急支援金担当(〒446-8501住所不要)へ

※対象要件、必要書類等詳細は市HPを参照してください(右記QRコードから参照可)。

※同感染症拡大防止のため原則郵送での提出をお願いします。郵送できない場合は、市役所北庁舎1階ロビーに設置の専用ボックス又は本庁舎3階大会議室に開設している専用窓口でも提出できます(いずれも(例)を除く(月)～(金)午前9時～午後5時)。

※郵送の場合は、簡易書留等、郵便物を追跡できる方法で送付してください。

●問合せ 商工課・緊急支援金担当(☎(71)2286)



新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金を支給

安城市国民健康保険・愛知県後期高齢者医療の加入者で、給与の支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われた場合に、その療養のため勤務できなかった期間について、傷病手当金を支給します。

●支給対象となる日 令和2年1月1日から9月30日までの間で、新型コロナウイルス感染症に感染した(発熱等の症状があり感染が疑われた場合も含む)ことにより勤務できなかった期間のうち勤務を予定していた日(最初の連続した3日間を除く)

●支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×(2/3)×支給対象となる日数
※給与の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が減額又は不支給となります。

●申請方法 電話で各問合せ先に問い合わせてください

●問合せ 国民健康保険→国保年金課国保係(☎(71)2230) 後期高齢者医療→国保年金課医療係(☎(71)2232)

特別定額給付金(10万円)の申請をお忘れなく

本紙6月号2ページでお知らせした特別定額給付金の受付を行っています。市から送付した申請書類に必要事項を記入し、申請期限までに同封の返信用封筒で返送してください。

●給付対象者 基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に記録されている者

●受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

●申請期限 令和2年8月20日(木)(消印有効)

●問合せ 安城市特別定額給付金コールセンター(☎(71)2285)

安城市の新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策等は、本紙6月号2～5ページ及び市HPに掲載しています。

※右記QRコードから参照できます。



公共施設の対応、市主催イベント・行事の実施可否基準、小中学校の教育活動、各種支援策等は、いずれも同感染症の拡大状況等を鑑み、随時見直しをしています。右記QRコードから、市HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」ページを参照し、最新情報を確認してください。



新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

●衣浦東部保健所生活環境安全課
☎(21)4797(平日午前9時～午後5時)

●帰国者・接触者相談センター
☎(22)1699(平日午前9時～午後5時、夜間(土)日(祝)はオンコール体制)

●県保健医療局健康医療部健康対策課感染症グループ
☎052(954)6272(午前9時～午後5時、(土)日(祝)も実施)

●厚生労働省の電話相談窓口(フリーダイヤル)
☎(0120)565653(午前9時～午後9時、(土)日(祝)も実施)